



Title	〔資料〕 元朝の立法・刑罰・裁判
Author(s)	佐立, 治人
Citation	関西大学法学論集, 66(4): 1149-1170
Issue Date	2016-11-24
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/10893">http://hdl.handle.net/10112/10893</a>
Rights	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

## [資 料]

# 元朝の立法・刑罰・裁判

佐 立 治 人

### 目 次

はじめに	
第一節 立 法	
第二節 刑 罰	
第三節 裁 判	
参 考 文 献	

### はじめに

本稿を公表する事情については、本誌第64巻第1号に掲載していただいた「宋朝の立法・刑罰・裁判」の「はじめに」に記してある。末尾に掲げた参考文献は、本稿の執筆に利用したものだけに限った。論旨に賛成できないものも含んでいる。

### 第一節 立 法

#### チンギス・ハーンの「大ヤサ」

黒龍江上流のオノン川・ケルレン川の水源地帯（中部モンゴリア）で遊牧・狩猟生活を営んでいたモンゴル部族の一貴族の家に生まれたテムジン（1162?～1227）は、全モンゴリア平定を成し遂げると、一二〇六年、クリルタイ（各部族の長で構成される総会議）を召集し、その場でモンゴリア諸部族の首領達から、「チンギス・ハーン」の称号を奉られた。

金国の將軍郭宝玉（かく・ほうぎょく、生歿年不詳）は、一二〇一年、モンゴル軍に降伏し、チンギス・ハーンに会見すると、「モンゴル国が建国されましたからには、新しい法令を頒行すべきです。」と申し上げた。チンギス・ハーンは、この意見に従って、五章の法令を頒行した。その中には、裁判では重罪犯のみを死刑に処し、その他の軽罪犯は犯情に応じて笞刑に処する、十五歳以上を丁とし、六十歳以上を老とする、などの条文が含まれていたが、これらは郭宝玉が提案したものであった（『元史』巻一四九）。

プラノ＝カルピニのジョン修道士の旅行記に、「チンギス＝カンは自国へ帰り、そこ

で、多くの法令・法規をつくりましたが、これらは、タルタル人（モンゴル人のこと。引用者注）によって、不可侵のものとして守られております。」（第五章。護雅夫訳）と記されている。ジョン修道士は、一二四六年に、第三代グユク・ハーン（1206～1248）の宮廷を訪問した人である。「チンギス＝カンは自国へ帰り」というのは、チンギス・ハーンがホラズム国への親征から、一二二五年に帰還した事実を指すが、ジョン修道士の言う「多くの法令・法規」の中に、郭宝玉の意見に従って頒行された、五章の法令が含まれていたであろう。

チンギス・ハーンは、一二二七年、西夏を滅ぼした直後に歿した。後継者オゴタイ・ハーン（1186～1241）は、一二二九年、即位すると、チンギス・ハーンが生前に発布した法令を集めて、「大ヤサ」として頒行した。「ヤサ」とは法令の意味である。「大ヤサ」は、チンギス・ハーンが新たに作った法律と、モンゴリア諸部族の慣習法を成文化した法律とから成っていた。「大ヤサ」の文章は、ウイグル文字で表記されたモンゴル語で書かれていたらしい。

### 泰和律の行用禁止

一二三四年、オゴタイ・ハーンは金朝を滅ぼした。その金朝の法律である泰和律を、モンゴル国では裁判に用いていた。第五代世祖フビライ・ハーン（在位1260～1294）は、至元八年（1271）、国号を建てて「大元」とすると同時に、泰和律の行用を禁止した。しかし、その後も泰和律が用いられていたことは、至元二十三年（1286）に、「漢人（金国の遺民を意味する。）が勝手に泰和律を使って裁判するものだから、盗賊がはびこるのだ。」と世祖が述べた事実（『元史』巻十四）からも知られる。結局、泰和律は、元代の終わりまで参照されたらしい（仁井田陞・牧野巽説）。

### 『至元新格』

至元十三年（1276、南宋の徳祐二年）、南宋皇帝は伝国玉璽をフビライ・ハーンに奉り、宋朝は滅亡した。至元二十八年（1291）に印刷頒行された『至元新格』は、中国全土を統治するために必要な法律を最少限度、示した法典である。

『至元新格』は、何榮祖（か・えいそ、生歿年不詳）によって編纂された。公規・選格・治民・理財・賦役・課程・倉庫・造作・防盜・察獄の十章から成っていた（仁井田陞・牧野巽説）。各章は概ね十条ぐらいで構成されていたらしい（植松正説）。『至元新格』の条文は、『通制条格』（後述）及び『元典章』（後述）から計九十六条が拾集され

ている。

### 何栄祖と幻の大徳律令

至元新格を編纂した何栄祖は、金朝の官吏の子に生まれた。何氏は代々、吏務を業としてきた。栄祖も吏務に大変習熟していた。そのため、一介の吏人から、中書省掾を経て、御史台都事（従七品官）に抜擢された。この時から、それまで敬遠していた経書の勉強をはじめた。毎日数千言を暗記する猛勉強ぶりであった。硬骨の官僚として活躍し、中書右丞（正二品官）から平章政事（従一品官）にまで登った。

第六代成宗テムル・ハーン（在位1294～1307）は、大徳三年（1299）、平章政事何栄祖らに、「律令」を定めるよう命じた。大徳四年（1300）、成宗が何栄祖に、「律令は良法である。早く定めるべきである。」と説いたのに対して、栄祖は「私が選定した律令の条文は三百八十条あります。一条が三四項の規定を含んでいる条文もあります。」と答えているから（『元史』巻二十）、この段階で、何栄祖が編纂していた「律令」は、既に完成していたか、あるいはほとんど出来上がっていたのである。その後、『大徳律令』が完成して随分経ってから、栄祖はその頒行を皇帝に願った。皇帝は元老大臣を集めて、その内容を聴かせたが、結局、頒行に至らなかった（『元史』巻一六八）。

大徳七年（1303）に鄭介夫（てい・かいふ、生歿年不詳）という人が奉った上奏文に、「近ごろ大徳律の制定が論議されましたが、起草を任せた人が適当ではなく、間違いが大変たくさんありました。」（『歴代名臣奏議』巻六十七）と述べられている。これは何栄祖のことを指しているに違いないが、あまりの言われようである。何栄祖が吏人出身であるので、偏見を持たれていたのであろうか。

### 『大元聖政国朝典章』（『元典章』）

大徳七年（1303）、江西福建道奉使宣撫が、その管轄下の官庁に保存されている、世祖の中統年間（1260～1264）から現在に至るまでに出された詔勅や中書省の指令を編集して天下に頒行することを許可してほしい、と中書省に申請し、中書省は許可した。これにより頒行された書物は『大徳典章』と呼ばれた。この『大徳典章』は、第七代武宗クルク・ハーン（在位1307～1311）の時に補訂され（宮紀子説）、仁宗の延祐四年（1317）にも補訂された。延祐四年の補訂版が「大元聖政典章」という名を持っていたことは確かであるが、もとの『大徳典章』が「大元聖政典章」とも呼ばれていたかどうかはわからない。

現在伝わっている『大元聖政国朝典章』全六十巻（以下『元典章』と略称する）は、英宗の至治二年（1322）に『新集至治条例』（以下『元典章新集』と略称する）が附加されて印行された際に、補訂されたものである。この『元典章』及び『元典章新集』は、江浙行省の委託を受けて、建寧路建安県（現在の福建省建甌県）の陳氏余慶堂という民間の本屋が出版したらしい（宮紀子説）。

『元典章』は、「詔令」「聖政」「朝綱」「台綱」「吏部」「戸部」「礼部」「兵部」「刑部」「工部」の十の大綱目に分けられ、さらに「吏部」は官制・職制・吏制・公規、「戸部」は禄廩・分例・戸計・婚姻・田宅・鈔法・倉庫・錢糧・課程・農桑・租税・差発・賦役・科役・錢債、「礼部」は礼制・学校・釈道・礼雜、「兵部」は軍役・軍器・駅站・遞鋪・捕獵、「刑部」は刑制・刑獄・諸惡・諸殺・毆詈・諸姦・諸賊・諸盜・詐偽・訴訟・雜犯・闕遺・諸禁、「工部」は造作・役使の小綱目に分けられている。『元典章新集』は、英宗の至治元年（1321）から二年までに出された詔勅や中書省の指令を編集したものであり、「国典」「朝綱」「吏部」「戸部」「礼部」「兵部」「刑部」「工部」の八の大綱目に分けられている。

### 『大元通制』

第八代仁宗ブヤント・ハーン（在位1311～1320）は、即位すると、中書省の官僚に命じて、世祖以来の詔勅や中書省の指令のうち、恒久的に使用すべきものを類集し、一つの法典の形にまとめさせた。その法典は、「制詔」「条格」「断例」「別類」の四部分から成っており、延祐三年（1316）に完成したが、頒行されなかった。第九代英宗ゲゲン・ハーン（在位1320～1323）の至治三年（1323）になって、この法典は、訂正を加えた上で、「大元通制」と名づけて頒行された。

『大元通制』は、「制詔」九十四条、「条格」千百五十一条、「断例」七百七十七条、「別類」五百七十七条の計二千五百三十九条から成っていた。「条格」は、「祭祀」「戸令」「学令」「選舉」「宮衛」「軍防」「儀制」「衣服」「公式」「禄令」「倉庫」「廢牧」「田令」「賦役」「関市」「捕亡」「賞令」「医藥」「仮寧」「獄官」「雜令」「僧道」「營繕」「河防」「服制」「站赤」「榷貨」の二十七篇に分けられ、「断例」は、「衛禁」「職制」「戸婚」「廢庫」「擅興」「賊盜」「關訟」「詐偽」「雜律」「捕亡」「断獄」の十一篇に分けられていた（安部健夫説）。そして、「条格」の各篇の名称と順序は、金の泰和令のそれを受け継いだものであり（「站赤」と「榷貨」は除く）、「断例」の各篇の名称と順序は、金の泰和律義のそれを受け継いだものである。このことから、「条格」は「令」に当たる内

容を持ち、「断例」は「律」に当たる内容を持っていたと考えられる（安部健夫説）。

『大元通制』は現在、「条格」のうち、「戸令」「学令」「選挙」「軍防」「儀制」「衣服」「禄令」「倉庫」「廢牧」「田令」「賦役」「関市」「捕亡」「賞令」「医薬」「仮寧」「雑令」「僧道」「營繕」の十九篇が残存している。現存部分は『通制条格』と呼ばれている。

### 『経世大典』

第十三代文宗トゲテムル・ハーン（在位1328～1332）は、天曆二年（1329）、奎章閣学士院と翰林国史院とに敕して、唐宋の『会要』の体裁を参酌して、国朝の過去現在の制度を集成した書物を編纂するよう命じた。そして、その書物に『皇朝経世大典』という名を与えることにした。至順二年（1331）に完成した。

『経世大典』は、全八百八十巻。「帝号」「帝訓」「帝制」「帝系」「治典」「賦典」「礼典」「政典」「憲典」「工典」の十篇から成っていた。この十篇の分け方は、『元典章』の十篇の分け方を踏まえたものである（安部健夫説）。『経世大典』は現存しないが、その内容のあらましは、『元文類』に収められている「経世大典序録」から知ることができる。『元史』の諸志は『経世大典』を材料にして作られた（浅見倫太郎説）。『元史』の刑法志は、『経世大典』の「憲典」を書き写して作られた（安部健夫説）。

『大元通制』及び『元典章』の文章が、公文書の文体をそのまま残したものであるのに対し、『経世大典』の文章は、公文書の文章を簡潔な文語体に直したものである。文宗は、編纂されたばかりの「憲典」を手にとって読んでみて、近臣を顧みて、「これはまるで唐律だねえ。（原文。此豈非唐律乎。）」と言ったという（『元史』巻一八一）。

### 『至正条格』

元朝最後の皇帝、第十五代順帝トガテムル・ハーン（在位1333～1368）は、後至元四年（1338）、『大元通制』の増損を命じた。至正五年（1345）に完成し、『至正条格』と名づけられ、翌年に頒行された。

『至正条格』は、「制詔」百五十条、「条格」千七百余条、「断例」千五十九条から成っていた（欧陽玄『圭齋文集』巻七）。「条格」門の篇目と「断例」門の篇目とは、『大元通制』のそれと同じであった。「制詔」は、三部だけ作られ、「条格」「断例」だけが印刷公布された。

「至正条格」という名に対しては、この法典は世祖以来の詔勅を取めているのに、現在の年号だけを称するのはおかしい、「制詔」「条格」「断例」の三門から成るのに、そ

のうちの一門の名だけを称するのはおかしい、という意見が出されたが、採られず、「制詔」の公布が止めになっただけであった（『元史』巻一三九）。

### 『至正条格』の発見

『至正条格』は、『永楽大典』に収められた「条格」門が『四庫全書』編纂時まで伝わっていたが（『四庫全書総目』巻八十四）、その後、中国では失われた。ところが、二〇〇二年、韓国の慶州江東面良洞村の旧家で、韓国学中央研究院の安承俊氏が、元刊本『至正条格』の残巻二冊を発見した。その一冊には「条格」門の「倉庫」「廩牧」「田令」「賦役」「関市」「捕亡」「賞令」「医薬」「仮寧」「獄官」の十篇三百七十三条が収められており、もう一冊には「断例」門の全条の目録と「衛禁」「職制」「戸婚」「廩庫」「擅興」の五篇四百二十七条とが収められている。

### 『風憲宏綱』『憲台通紀』『南台備要』

趙世延撰『風憲宏綱』、趙承禧撰『憲台通紀』二十四卷、唐惟明撰『憲台通紀続集』十五卷、劉孟琛等撰『南台備要』二十九卷は、監察に関わる法規を類集した法令集である。『風憲宏綱』は、延祐年間（1314～1320）に仁宗の許可を得て御史台が刊行した（『元文類』巻三十六、馬祖常「風憲宏綱序」から推測）。現在、ごくわずかな逸文しか伝わっていない。『憲台通紀』は、後至元二年（1336）、順帝の許可を得て御史台が刊行した。現在、『永楽大典』に収録された一部分が伝わっている。『憲台通紀続集』は、至正十二年（1352）、順帝の許可を得て御史台が浙西廉訪司から刊行した。現在、『永楽大典』に収録された一部分が伝わっている。『南台備要』は、至正十三年（1353）以降に江南諸道行御史台（「南台」と簡称する。）が刊行した。現在、『永楽大典』に収録された一部分が伝わっている。

### 謎の『国律』

『元史』の列伝に拠れば、陳思謙（ちん・しけん、1285頃～1353）は、順帝の至正十一年（1351）、『国律』を修定したという。この『国律』は、欧陽玄（おうよう・げん、1273～1357）が勅を奉<sup>う</sup>けて撰定したという『国律』（危素「圭齋先生欧陽公行状」と同一のものであろう。烏古孫良楨（うこそん・りょうてい、至正年間に活躍）は、『至正条格』は刑の軽重が釣り合っていないので、法律に明るい者数人を推薦して、古今を参酌して「律書」を重定させ、それが完成すると引退した、という（『元史』巻一八七）。

## 元朝の立法・刑罰・裁判

この「律書」が『国律』のことであるとすれば、『国律』は元朝が滅亡する前に完成していたことになる。しかし、頒行されなかったため、その内容は全く伝わっていない。

『元史』刑法志の本文こそは、『国律』の全部であるという説（浅見倫太郎説）があるが、否定されている。（以上、安部健夫説）

### 公文書の文字

フビライは、中統元年（1260）、即位すると、チベット僧の八思巴（パスパ、1239～1280）を国師とした。八思巴に命じて、モンゴル新字（パスパ文字）を製作させた。至元六年（1269）、モンゴル新字を頒行し、詔して、今後は、詔勅はすべてモンゴル新字で記し、なお、詔勅が対象とする民族の国字で記した訳文を添えることとした。詔勅以外の公文書はすべて、従来通り、漢語は漢字で、モンゴル語はウイグル文字で記すこととした（『元典章』卷一）。

漢人を対象とする公文書の文章は、漢語が漢字で記された。即ち漢文で記された。この漢文の文体のうち、モンゴル語を翻訳するときに用いた文体を蒙文直訳体と呼び、それ以外の文体を漢文吏牘体と呼ぶ。『元典章』や『通制条格』に収められている公文書は、この二種の文体で記されている。

## 第二節 刑 罰

### 刑罰体系

元朝の刑罰の中にも、笞・杖・徒・流・死の五段階の刑（「五刑」）が存在していた。笞刑には七から五十七までの六段階があり、杖刑には六十七から一百七までの五段階があった。徒刑には、徒一年プラス杖六十七、徒一年半プラス杖七十七、徒二年プラス杖八十七、徒二年半プラス杖九十七、徒三年プラス杖一百七の五段階があった。流刑には、流何千里といった里数に準る段階はなかった。江南の人は長城以北の地に流され、女真人及び高麗人は湖広行省に流された。死刑には、斬と陵遲処死とがあった。

### 金律の刑の読み替え

金の泰和律が行用されていた間、泰和律の刑は、次のように読み替えて執行されていた（『元典章』卷三十九）。

泰和律の刑	読み替えられた刑
笞十	笞七



笞二十・三十	笞十七
笞四十・五十	笞二十七
杖六十・七十	笞三十七
杖八十・九十	笞四十七
杖一百	笞五十七
徒一年・一年半	杖六十七
徒二年・二年半	杖七十七
徒三年	杖八十七
徒四年	杖九十七
徒五年	杖一百七

### 笞杖数の七

世祖の中統建元（1260）以前は、笞杖刑の打数は、「笞五十」「杖七十」「杖一百」という風に、十か百かで終わる数であった。ところが、中統二年（1261）から五年（1264）までの間に（宮崎市定説）、笞杖刑の打数に七の端数をつけることが始まった。なぜ七の数をつけることにしたのかという疑問に対しては、モンゴル人は七の数を尊んでいたから（岩村忍説）、という説、金の泰和律の笞杖刑と区別するため（宮崎市定説）、という説がある。

明の洪武十一年（1378）に書かれた『草木子』（葉子奇著）という本に拠れば、元の世祖は、笞杖徒流死の五等の刑を定めた際、笞杖刑について、「天が一たたきを勘弁する。地が一たたきを勘弁する。わしが一たたきを勘弁する。」と宣言し、以来、笞五十が笞四十七になり、杖一百十が杖一百七になった、という。しかし、杖一百十という打数はどこから出てきたのであろうか。

大徳年間（1297～1307）に、刑部尚書の王約（おう・やく、1252～1333）が、「我が朝では刑が寛やかでありまして、笞杖の打数を三打減らしております。ですから笞十を減らして笞七としております。ということは、もとの杖一百から三打減らした杖九十七が杖刑の最高刑であるべきです。杖九十七の上にさらに十打を加えるべきではありません。」という意見を皇帝にたてまつった。しかし、当局者が法律の変更をはばかり、沙汰止みになったという（『元文類』巻四十二）。王約は、『大元通制』の編纂者の一人である。

モンゴル史の研究者岩村忍氏は、世祖の宣言や王約の上言は、捏造されたものである

とする。

#### 《逸話》「回回之法」

元朝の領域には、モンゴル人・ウイグル人・契丹人・女真人・漢人・アラビア人・ペルシャ人・トルコ人・ヨーロッパ人など、いろいろな民族の人が往来居住していたから、それぞれの民族に関する情報が混乱していることがあったのは仕方がない。

世祖フビライの至元二十七年（1290）、江淮行省平章の沙不丁（シャブジン、生歿年不詳）が、「倉庫官が錢糧をくすねますので、宋の刑法に従って、入墨して犯人の腕を切り落としてもよろしいでしょうか。」と帝に申し上げた。フビライは、「おいおい、そりゃ回回（イスラム教徒）の刑法じゃよ。」と言って、許可しなかった（『元史』卷十六）。

宋の刑法には、入墨の刑はあるが、腕を切り落とす刑はない。一方、『コーラン』には、「泥棒した者は、男でも女でも容赦なく両手を切り落としてしまえ。」（井筒俊彦訳）と記されている。

#### 焼 埋 銀

布魯海牙（ブルハイヤ、1197～1265）というウイグル人がいた。チンギス・ハーンの西征の際、ハーンにつき従って、労苦を避せず、ハーンから褒美をもらったことがある。オゴタイ・ハーンの辛卯の年（1231）、燕南諸路廉訪使に任じられ、ほどなくして、断事官をも授けられた。当時、断事官は、罪人を死刑にするかしないかを専決することができた。

管轄下の民が、誤って人を殴って死なせてしまった。属吏が死刑を言い渡した。その民の子が、号泣して、父親に代わって死刑になりたいと願い出た。布魯海牙は属吏に、「処刑場でその子を拘束してみなさい。怖気づくようであれば、そのまま殺みなさい。」と耳打ちした。そうしてみたところ怖気づかなかったので、布魯海牙は、「誤って人を殴って死なせたことについては、状況から見て、ゆるすことができる点がある。一方、父の代わりに死刑になりたいと願い出た子については、よく孝を尽くしたのであるから、正義の観点から見て、死刑にすることはできない。」と述べて、父子二人とも釈放した。そして、被害者の「葬埋」の費用として、二人に命じて銀を供出させた。その上で、被害者の家族を呼び出して、この処分を受け入れるよう説諭した。その家族は心から従った（『元史』卷一二五）。

布魯海牙がこのように、人を殺した者に命じて、被害者の「葬埋」代として、銀を供出させた事実は、次に紹介する「焼埋銀」制度の先蹤とみなすべきものである（安部健夫説）。

至元二年（1265）、世祖は詔を下して、人を殺した場合は、たとえ犯人が死刑になっても、なお犯人の家族から「焼埋銀」五十両（元代の一両は約40グラム）を徴収して、「苦主」（被害者の遺族）に給付する、と定めた。犯人が恩赦によって死刑を免れた時は、倍額を徴収することとした。銀が無い時は、鈔（紙幣）に換算して徴収した（『元典章』卷四十三）。

「焼埋」とは火葬の意味である。モンゴル人は、チベットのラマ僧から教わり、火葬の習俗を持っていた（島田正郎説）。元朝の焼埋銀の制度は、明・清の「埋葬銀」制度に継承された。

なお、至元二年の世祖の詔に先立って、洛陽出身の袁裕（えん・ゆう、1226～1284）という人が、中統年間（1260～1264）の初めに、重罪人は、その妻子及び財産を没官するのを免じ、ただ「焚瘞<sup>えい</sup>銭」を供出させるだけにすべきである、と建言していた（『元史』卷一七〇）。「焚瘞」も「焼埋」と同じく火葬の意味である。つまり、「焼埋銀」の制度は、ウイグル人が考案し、漢人が賛成し、モンゴル人の皇帝が定めた、三民族の人々の合作なのである。

## 警 跡 人

中統五年（1264）、世祖は詔を下して次のように定めた。強盗犯で死刑に該当しない者及び窃盗犯は、本刑を科する以外に、初犯の者は右の上腕に「強盗一度」「窃盗一度」の文字を入墨する。強盗の再犯者は死刑に処する。窃盗の再犯者は、本刑を科する以外に、うなじに文字を入墨する。本刑を受けた後、元籍の県及び録事司（路城内の行政を担当する）が、これらの強窃盗犯を名簿に記入し、警跡人に充てる。村・坊の役人にこの警跡人を監視させる。もし五年間、再犯しなければ、警跡人の名簿から除くことをゆるす。もし警跡人が、強盗一名を告発あるいは捕獲することができれば、五年の期間を三年間に短縮する。強盗二名を告発あるいは捕獲することができれば、警跡人の名簿から除く。窃盗一名であれば、五年の期間から一年を減じる。警跡人の名簿に入れられた後、もし再犯すれば、終身、警跡人のままとする。官司は、罪人の逮捕以外の目的で警跡人を働かせ、警跡人の生活を妨げてはならない（『元典章』卷四十九）。

警跡人は、弓手の指揮の下に、盗賊の搜索・逮捕に当たった（岩村忍説）。元朝の警

跡人の制度は、明・清の「警跡」制度に継承された。

### 第三節 裁 判

#### ジャルクチ（札魯忽赤，断事官）

一二〇六年、チンギス・ハーンは、即位すると、末弟のシギクトク（1181?～1263?）に、「あまねき衆人の、盗人は懲らしめて、虚妄の言は自白させて、殺さすべき理由あるは殺さしむべし」（村上正二訳）と言って、シギクトクを最高のジャルクチに任命した（『元朝秘史』巻八）。ジャルクチは、漢語では断事官と訳された。

元朝成立以前のモンゴル帝国では、ジャルクチは、中央政府に置かれたほか、諸王・功臣領及び華北・西域の征服地にもそれぞれ置かれた。元朝では、大宗正府・中書省・枢密院・諸王府等に、ジャルクチまたは断事官が置かれた。

#### 大宗正府のジャルクチ

チンギス・ハーンの時のジャルクチは、モンゴル人・色目人（西域の諸民族を指す）の姦盗詐偽等一切の犯罪事件を管掌したが、漢地を征服すると、漢人の犯罪事件も管掌するようになった。世祖の至元九年（1272）、ジャルクチはモンゴル人の事件だけを処理することになった。

至元十七年（1280）、大宗正府が設立され、従来の中央政府のジャルクチはこれに属することとなった。大宗正府のジャルクチの人数は、至元二十一年（1284）には二十一員であったのが、翌二十二年（1285）には三十四員に増やされた。二十八年（1291）には四十六員にまで増えた。諸王を府長（大ジャルクチ）に任じた。

至元二十二年（1285）、大宗正府のジャルクチは、漢人（南人は含まない。）の犯罪事件をも管掌することになったが、仁宗の皇慶元年（1312）、漢人の犯罪事件は刑部の管轄となり、第十代泰定帝エスンテムル・ハーン（在位1323～1328）の泰定元年（1324）、宗正府のジャルクチは、漢人の犯罪事件をも兼管するよう再び命じられた。なお、大宗正府の名は、仁宗の時に、「大」字を取り去って宗正府とし、順帝の後至元元年（1335）に大宗正府に戻した。泰定帝の致和元年（1328）、上都・大都以外の路府州県の漢人（南人を含む。）・モンゴル人・色目人の裁判案件は、悉く路府州県及び刑部が管掌することになった。順帝の元統二年（1334）、モンゴル人・色目人の犯罪者は宗正府が管轄し、漢人・南人の犯罪者は路府州県が管轄するよう詔が下された。

## 都 護 府

世祖の至元十一年（1274）、ウイグル断事官を置いて、ウイグル人の訴訟案件を掌らせた。同十八年（1281）、ウイグル断事官の名を北庭都護府と改め、同二十年（1283）、大理寺と改めたが、同二十二年（1285）、都護府の名に戻した。長官は四員の大都護である。成宗の大徳八年（1304）、諸路のウイグル人同士の訴訟は都護府が管掌し、ウイグル人対漢人の訴訟は路府州県が専決するよう詔が下された。

## カーディ（哈的）

カーディは、イスラム法学者のことで、各都市でイスラム教徒に対して、イスラム法に依拠する裁判を行うことが、元朝から認められていた。しかし、仁宗の至大四年（1311）に、カーディの裁判権は取り消され、イスラム教徒の裁判は路府州県の管轄に移された。

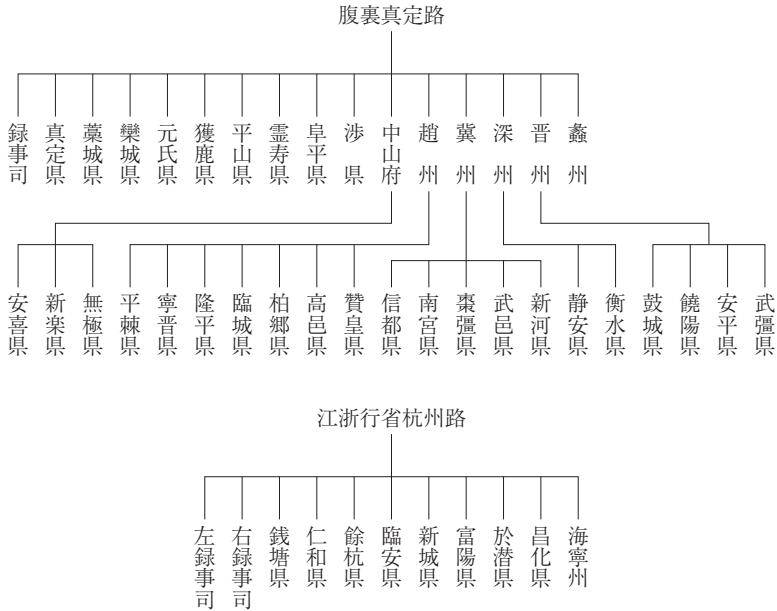
## 路・府・州・司・県

元朝は、全国を、中書省が直轄する「腹裏」と呼ばれる地域と、いくつかの行中書省（中書省の出先機関。「行省」と略称）がそれぞれ管轄する数区域とに分けた。この区域も「行中書省」と呼ばれた。中書省及び行省の下に、地方行政単位として、路総管府（「路」と略称）が置かれた。省と路との間に宣慰司が置かれた地域があった。路の下に、府・州・県・録事司が置かれた。録事司は路城内の行政を担当する官庁である。その管轄区域をも録事司と呼ぶ。県は、路に直属するものと、府か州に属するものがあった（路・府・州・司・県の関係の具体例を図に示した）。府・州は、行省に直属するものと（州は中書省に直属するものもある）、路に属するものがあった。至元三十年（1293）の時点で、路が百六十九、府が四十三、州が三百九十八、県が千百六十五、録事司が百三あった。

『至元新格』の規定では、笞五十七以下の罪は、県及び録事司が断決し、杖八十七以下の罪は、府・州が断決し、杖一百七以下の罪は、宣慰司及び路総管府が断決し、配流・死罪は、路総管府が審理を尽くして、刑部またはジャルクチに上申し、指示を待つことになっていた（『元典章』卷三十九）。

また、大徳五年（1301）に、強窃盗罪について、杖以下の罪は、府・州が断決し、徒罪は、路総管府が決配し、流罪以上は、廉訪司（後述）の審査を経た後に、刑部またはジャルクチに上申し、指示を待つことと定められた（『元典章』卷四十九）。

図 路・府・州・司・県の関係の具体例



路・府・州・司・県の官

路総管府・府・州・録事司・県には、それぞれダルガチ（達魯花赤）が置かれた。ダルガチは、官印を掌管し、漢人による行政を監視した。ダルガチに任じられるのは、モンゴル人及び色目人に限られた。

路総管府では、ダルガチと総管とが長官であり、同知・治中・判官・推官が長官とともに公文書に署名した。ダルガチを除く、公文書に署名する官を正官と呼ぶ。このうち推官は、専ら裁判を掌る官である。正官の下に、経歴・知事・照磨兼承発架閣が置かれ、吏人を統率した。吏人を統率する官を首領官と呼ぶ。

府では、ダルガチと知府または府尹とが長官で、同知・判官・推官が、知府または府尹とともに正官であり、知事・提控案牘が首領官である。

州では、ダルガチと州尹または知州とが長官で、同知・判官が、州尹または知州とともに正官であり、知事・提控案牘・吏目が首領官である。判官が捕盗の任務を兼任した。

県では、ダルガチと尹が長官で、丞・簿・尉が、尹とともに正官であり、典史が首領官である。尉が捕盗の任務を担った。

録事司には、ダルガチ・録事・判官・典史が置かれた。録事・判官が正官で、典史が首領官である。判官が捕盗の任務を兼担した。(長官・正官・首領官の区別は宮崎市定説に依った。)

## 司 獄 司

路・府・州には司獄司が置かれ、牢獄及び囚人の管理を掌った。司獄司は、肅政廉訪司(後述)に直属し、路・府・州の官吏によって囚人が不当に扱われている、と認識すれば、肅政廉訪司に申達した(『元典章新集』刑部)。

## 肅政廉訪司

国初以来、全国をいくつかの「道」に分け、各道に提刑按察司を設けて、官吏の監察に当たらせていた。提刑按察司は、御史台または江南諸道行御史台に属した。至元二十八年(1291)、提刑按察司の名称を肅政廉訪司に改めた。肅政廉訪司には、廉訪使二員・副使二員・僉事四員・経歴・知事・照磨兼管勾各一員が置かれた。

## 《逸話》 妻の秘密

提刑按察司官は、半年に一回、管轄下の重罪案件について、自ら一件書類を見直し、囚人に面会して、罪を認めるかどうか確かめなければならなかった(『元典章』卷六、察司体察等例)。

姚天福(よう・てんぷく、1230~1302)は、監察御史に任じられていた時、権力者を畏れず、その不法を糾弾したので、フビライは、その忠直を嘉し、バルス(虎)という名を与えた。至元二十年(1283)、山北道按察使に任じられた。

管下の大寧路武平県(現在の内モンゴル自治区赤峰市敖漢旗の東南東)の民の劉義が、兄嫁とその姦通相手とが共に、劉義の兄の成を殺したと訟えた。県尹の丁欽は、成の死体に傷がないので、真相解明の糸口をつかめず、思いわずらう余り、食欲がなくなってしまう。妻の韓氏が、何か心配事でもあるのですかと問いかけた。欽は理由を語った。韓氏は、「たぶん頭のてっぺんに釘がささっているはずですよ。その上から黒く塗ってごまかしてあるのでしょうか。」と教えた。調べなおしてみたところ、果してその通りであった。事実関係が明らかになったので、犯人の身柄と一件書類とを大寧路に送った。

山北道按察司は大寧路に置かれていた。按察使姚天福は、武平県尹丁欽を呼び寄せて、この事件について細かく質問した。丁欽は、答えるついでに、自分の妻の才能を自慢し

た。姚天福は「君の奥さんは初婚ですか。」と尋ねた。「再婚です。」係官に命じて、丁欽の妻の前夫の棺を開けさせたとこ、劉成の死体と同じ様に、脳天に釘がささっていた。そこで丁欽の妻を逮捕した。丁欽はショックで死んでしまった。

以上の話は、陶宗儀（とう・そうぎ、元末明初の人）の『南村輟耕録』に記されている。ただし、この話のプロットは、北宋の張詠の逸話（『折獄龜鑑』所載）と同じである。

## 約 会

至元二年（1265）、路総管府を設立する詔が下された。その詔の一節に、投下（諸王・功臣の封邑）及び「諸色戸計」（一般人民とは異なる戸籍がそれぞれ作られた、各種の集団）に属する人が訴訟当事者になった場合は、その人が住む路府州県のダルガチ及び管民官（路府州県の正官のこと）が、その人が属する集団を管轄する官と「約会」して、共同で審理し、ダルガチ及び管民官が判決し、刑罰を執行する、もし、その人が属する集団を管轄する官が約会の場に来なかった時は、ダルガチ及び管民官だけで審理判決し、刑罰を執行する、と定められている（『元典章』卷五十三）。「約会」とは、期日を定めて会合することである。「諸色戸計」には、軍戸・僧人・道人・儒人・医戸・楽人・ウイグル人・イスラム教徒等が含まれる。

その後、「諸色戸計」の各集団について、それぞれ約会の規則が定められた。例えば僧人については、大徳二年（1298）に、僧人が重罪を犯したときは、路府州県の官が専決し、軽罪を犯したときは、僧官と路府州県の官とが約会して断決し、僧官が約会の場に来ないときは僧官を罰するよう詔が下された。至大四年（1311）に、各処の僧官が廃止され、僧人を訴訟当事者とする裁判は、悉く路府州県の管轄に帰したが、皇慶二年（1313）に詔が下され、僧人が重罪を犯したときは、路府州県の官が裁判し、それ以外は、僧人同士の訴訟は、各寺の主僧が管掌し、僧人と俗人との間の訴訟は、路府州県の官と各寺の主僧とが約会して、共同で裁判し、主僧が約会の場に来ないときは、路府州県の官が単独で裁判することになった。

## 社長の勸解

至元七年（1270）、世祖は十四条の「農桑之制」を頒布した。その中で、村落の五十家ごとに一社とし、高年の、農事に明るい者を一人選んで社長とし、社長は社の構成員に農事を教え、農作業を監督することを定めた。『至元新格』には、「婚姻・家財・田



宅・債負に関する争いについては、もし重大な違法に係わらないのであれば、みな社長が道理を説いて和解させることをゆるす。これにより、農務を妨廢し、官司を煩擾することを防ぐのである。」と規定されている。

### 城隍神裁判

城壁で囲まれた中国の都市には、六朝時代以来、守護神として、城隍神が祭られていた。元代になって、その城隍神が、裁判に利用されはじめた。

観音奴（かんおんど、生歿年不詳）はタングート人で、泰定四年（1327）の進士に及第した。彼が帰徳府（現在の河南省商丘市の南）の知府であった時の話である。

彰徳路（現在の河南省安陽市）の富商の任甲が睢陽県（帰徳府の附郭県）に到ったところで、連れていた驢馬が死んだ。そこで、<sup>キヤク</sup>郝乙にその驢馬を解体させた。その際、任甲は、何かで腹を立て、郝乙を殴った。翌日、郝乙は死んでしまった。郝乙には、妻の王氏と妾の孫氏がいた。孫氏が官に訴えた。官吏は、任甲の賄賂を受け取り、郝乙は殴られて死んだのではないと言って、反対に孫氏を誣告の罪で牢獄に入れてしまった。そこで今度は王氏がやって来て訴えた。観音奴は、立ちどころに械を破って孫氏を牢獄から出し、府吏を呼んで告げた。「私は祭文を作り、お供え物を揃えましたので、あなたは私のために、郝乙の事件について、真相を明らかにしてくれるよう、城隍神に祈って下さい。」睢陽県のある小吏が、郝乙の事件に関わっていて、観音奴が厳格で聡明であることを知っていた上に、城隍神が事件の真相を明らかにすることを恐れ、任甲からもらった鈔（紙幣）を提出して自首して言った。「郝乙は本当は殴られて死んだのです。任甲が官吏に賄賂を贈って、その事実を匿したのです。私も賄賂を受けました。つつみ隠さず白状いたします。」そこで、商人の任甲を罪に当て、郝乙の妾の孫氏を無罪とした（『元史』巻一九二）。

### 『牧民忠告』

硬骨の官僚であった張養浩（ちょう・ようこう、1270～1329）は、地方長官の心構えを記した『牧民忠告』、監察官の心構えを記した『風憲忠告』、宰相の心構えを記した『廟堂忠告』を著した。これらは別々に刊行されたが、明代になって合冊され、『為政忠告』の名で刊行された。後に『三事忠告』と改名して刊行された。

朝鮮で出版された『牧民忠告』が、おそらくは秀吉の朝鮮侵略の際に日本に持ち帰られ、それをもとにして、江戸時代の日本でも『牧民忠告』が刊行された。山鹿素行が

『牧民忠告諺解』、林鶯峰も『牧民忠告諺解』という名の訳注書を著した。また、『吏民秘要諺解』（『牧民忠告俚諺鈔』に改名。）『和語牧民忠告』（長岡藩板）『牧民忠告解』（尾張藩板）という訳注書が刊行された。清国で出版された『三事忠告』も江戸時代の日本に輸入され、官板が刊行された。『三事忠告』は、安岡正篤が昭和十三年（1938）に『為政三部書』と題する訳注書を刊行した。安岡はこの本を「半島や大陸幾億の民衆の為に多少とも功德になる」（自序）ことを願って書いた。（以上、小川和也説）

### 法廷の公開

『牧民忠告』の上任篇に、「預め任地の実情を調べることなく、あわてて任地に赴きますと、聴訟の際には、管内の人民が集まって見えていますので、一言でもとんちんかんなことを言えば、必ず管内全土に笑いのタネを提供してしまいます。」（原文。若素無所備、卒然至部、聴訟之際、百姓聚觀。一語乖張、則必貽笑闔境。）と述べられている。この文から、元代、地方官の法廷が一般人民に対して公開されていたことが知られる。

### 【無 冤 録】

州の提控案牘や県尹を勤めた王與（おう・よ、1261～1346）は、南宋の宋慈の『洗冤集録』（「宋朝の裁判」を参照。）を補訂して、『無冤録』上下二巻（至大元年（1308）の自序がある。）を著した（上野正吉説）。上巻には、検屍に関する自らの考察、及び検屍の手續を定めた「格例」が記載され、下巻には、各種の死因の見分け方が列挙されている。この『無冤録』に注釈を加えて朝鮮で刊行された『新註無冤録』が日本に伝えられた。河合甚兵衛という人が『新註無冤録』のうち、我が国に有用な部分を和訳して、元文元年（1736）に『無冤録述』を著した。『無冤録述』は、明和五年（1768）に刊行され、明治時代まで盛んに用いられた（山崎佐説）。

### 【吏学指南】

徐元瑞（じょ・げんすい、生歿年不詳）が著した『習吏幼学指南』（『吏学指南』と略称。）は、公文書用語辞典として、今でも元朝の公文書を読解するのに役に立つ。大徳五年（1301）に書かれた自序が附されているから、その頃に成ったらしい。『吏学指南』に引用されている律疏の文は、すべて金の『泰和律義』の文である（岡本敬二説）。すると、世祖が泰和律の行用を禁止した至元八年（1271）から三十年後にもまだ泰和律は参用されていたのである。

科挙制度

オゴタイ・ハーンは、中国本土を獲得すると、中書令の耶律楚材（やりつ・そざい、1190～1244）の意見に従って、九年（1237）、各州で、経義・詞賦・論の三科の試験を行わせた。合格者は、賦役を免除し、本籍地の州県の議事官に任じた。四千三十人が合格したという。しかし、この一回だけで、科挙は止めになった。

仁宗の皇慶二年（1313）、詔が下され、翌年から、三年ごとに一回、科挙の試験を行うことになった。挙人は、本貫の官司が二十五歳以上の者の中から推挙した。試験は、郷試・会試・御試の三段階があり、それぞれがモンゴル人・色目人用のコースと漢人・南人用のコースとに分かれていた。郷試の合格定員は、モンゴル人・色目人・漢人・南人各七十五人の計三百人であり、会試の合格定員は、四者各二十五人の計百人であった。

順帝の後至元元年（1335）、科挙を中止する詔が下されたが、同六年（1340）、再開することになった。

〈表〉 科挙の試験の内容

郷試

蒙古人・色目人

第一場 経問五条

大学・論語・孟子・中庸（それぞれ朱熹の章句集註を用いる）から  
出題

第二場 時務策一道（五百字以上）

漢人・南人

第一場 明経

○経疑二問

大学・論語・孟子・中庸（それぞれ朱熹の章句集註を用いる）から  
出題

○経義一道（一経を治める）

詩（朱熹註・古註疏）

尚書（蔡沈註・古註疏）

周易（程頤・朱熹註・古註疏）

春秋（三伝・胡安国伝）

礼記（古註疏）

第二場 古賦・詔誥・章表のうち一道を科する

## 元朝の立法・刑罰・裁判

第三場 経史・時務の策一道（一千字以上）

会試

郷試の例に依り，第一場・第二場・第三場

御試

蒙古人・色目人

時務策一道（五百字以上）

漢人・南人

策一道（一千字以上）

### 《参考文献》

全体に関わるもの

『元史』二百十卷（中華書局点校本）

ドーソン著，佐口透訳注『モンゴル帝国史1・2・3』平凡社，東洋文庫，昭和四十六年

梅原郁編『訳注中国近世刑法志（下）』（創文社，2003年）「訳注元史刑法志」

小竹文夫・岡本敬二編著『元史刑法志の研究訳註』教育書籍，昭和三十七年

岩村忍『モンゴル社会経済史の研究』京都大学人文科学研究所，昭和四十三年

宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構」『全集11』（岩波書店，1992年）所収

### 第一節 立法

那珂通世訳『成吉思汗実録』筑摩書房，昭和十八年

村上正二訳注『モンゴル秘史（1～3）』平凡社，東洋文庫，昭和四十五年・四十七年・五十一年

岡田英弘訳注『蒙古源流』刀水書房，2004年

リャザノフスキー著，青木富太郎訳『蒙古法の基本原理解』生活社，昭和十八年

田村実造『中国征服王朝の研究（中）』（東洋史研究会，昭和四十六年）第四章

カルピニ，ルブルク著，護雅夫訳『中央アジア蒙古旅行記』桃源社，昭和四十年

宇野伸浩「チンギス・カンの大ヤサ再考」『中国史学』第十二卷（2002年）掲載

仁井田陞・牧野巽「故唐律疏議製作年代考（下）」律令研究会編『訳註日本律令（一）』（東京堂出版，昭和五十三年）所収，第六節

植松正「元初の法制に関する一考察」『東洋史研究』第四十卷第一号（昭和五十六年）掲載

——「彙輯『至元新格』並びに解説」『東洋史研究』第三十卷第四号（昭和四十七年）掲載

- 「元典章・通制条格」滋賀秀三編『中国法制史』（東京大学出版会，1994年）所収
- 「『至正条格』出現の意義と課題」『法史学研究会会報』第12号（2008年）掲載
- 「『元典章』文書の構成からみたその成立事情」『中国史学』第二十一卷（2011年）掲載
- 小林高四郎「元代法制史上の旧例について」『モンゴル史論考』（雄山閣出版，昭和五十八年）所収
- 「元代法制史雑考」『神奈川県立外語短期大学紀要（人文・社会篇）』第1集（1968年）掲載
- 滋賀秀三『中国法制史論集』（創文社，2003年）第一章第七節の四
- 仁井田陞『補訂中国法制史研究（法と慣習・法と道德）』（東京大学出版会，1991年）「法と慣習」第二部第十章・第十一章
- 倉田淳之助「元典章の流伝」『東方学報（京都）』第二十四冊（昭和二十九年）掲載
- 岩村忍・田中謙二校定『校定本元典章刑部（第一冊・第二冊・第三冊）』京都大学人文科学研究所元典章研究班，昭和三十九年・昭和四十七年
- 吉川幸次郎・田中謙二『元典章の文体』『校定本元典章刑部（第一冊）』附録
- 宮紀子『モンゴル時代の出版文化』（名古屋大学出版会，2006年）第I部第2章・第II部第8章
- 安部健夫「大元通制解説」「元史刑法志と「元律」との関係に就いて」『元代史の研究』（創文社，昭和四十七年）所収
- 田山茂「元朝中葉以降に於ける蒙古至上主義の消長」『山下先生還暦記念東洋史論文集』（六盟館，昭和十三年）所収
- 小林高四郎・岡本敬二編『通制条格の研究訳註（第一・二・三冊）』国書刊行会，昭和三十九年・五十年・五十一年
- 岡本敬二「『通制条格』と『元典章』」『鎌田博士還暦記念歴史学論叢』（昭和四十四年）所収
- 方齡貴『通制条格校注』中華書局，2001年
- 浅見倫太郎「元ノ経世大典並二元律（一）（二）」『法学協会雑誌』第四十一卷第七号・第八号（大正十二年）掲載
- 市村瓊次郎「元朝の実録及び経世大典に就きて」箭内互『蒙古史研究』（刀江書院，昭和五年）所収
- 韓国学中央研究院編『至正条格（影印本・校註本）』2007年
- 大島立子「新出『至正条格』の紹介」大島立子編『前近代中国の法と社会』（東洋文庫，2009年）所収

- 内藤湖南「憲台通紀考証」『全集第七卷』（筑摩書房，1997年）所収  
王曉欣点校『憲台通紀（外三種）』浙江古籍出版社，2002年  
丹羽友三郎「『憲台通紀』の校訂・訳註（1）（2）（3）」『三重法経』第19・20号・  
第21号・第22号（1968年・1969年）掲載  
——「元の『南台備要』について」『三重法経』第18号（1967年）掲載  
中島楽章「元代の文書行政におけるパスパ字使用規定について」『東方学報（京都）』  
第八十四冊（2009年）掲載  
浅井虎夫『支那に於ける法典編纂の沿革』（汲古書院，昭和五十二年）第十一章  
有高巖「元代法律の特色」『歴史と地理』第三十四卷第四・五号（昭和九年）掲載  
田村実造『中国征服王朝の研究（下）』（同朋舎，昭和六十年）第三篇第二章

## 第二節 刑 罰

- 仁井田陞『補訂中国法制史研究（刑法）』（東京大学出版会，1991年）第三部第十一章  
佐藤邦憲「元代の刑罰についての一考察（一）（二）（三）」『日本法学』第六十八卷第  
一号・第六十九卷第一号・第七十四卷第三号（平成十四年・十五年・二十年）掲  
載  
徳永洋介「金元時代の流刑」梅原郁編『前近代中国の刑罰』（京都大学人文科学研究  
所，平成八年）所収  
——「景迹と警跡」『東方学』第百二十一輯（平成二十三年）掲載  
有高巖「元代の盜殺傷律の研究」『史潮』第十年第一号（昭和十五年）掲載  
丹羽友三郎「元代刑法に関する一考察」『三重法経』第1号（1953年）掲載  
内田智雄「焼埋銀と埋葬銀」『同志社法学』第三十九卷第三・四号（昭和六十二年）  
掲載

## 第三節 裁 判

- 田村実造「元朝札魯忽赤考」『中国征服王朝の研究（中）』（前掲）所収  
四日市康博「ジャルグチ考」『史学雑誌』第114編第4号（平成十七年）掲載  
愛宕松男「元代色目人に関する一考察」『東洋史学論集第五卷』（三一書房，1989年）  
所収  
岡本敬二「元代の交通事故」『山崎先生退官記念東洋史学論集』（昭和四十二年）所収  
——「元代の法律」『歴史教育』第9卷第7号（1961年）掲載  
——「吏学指南の研究」『東京教育大学文学部紀要，史学研究』1962年号掲載  
七野敏光「元初刑事裁判手続と法司」『法と政治』第62卷第1号（関西学院大学，  
2011年）掲載  
岩井茂樹「元代行政訴訟と裁判文書」『東方学報（京都）』第八十五冊（2010年）掲載  
有高巖「元代の司法制度，特に約會制に就て」『史潮』第六年第一号（昭和十一年）

掲載

森田憲司『元代知識人と地域社会』（汲古書院，2004年）第五章

大藪正哉『元代の法制と宗教』（秀英出版，昭和五十八年）「元代の法制と仏教」第三節

——「元代の法制と民衆」『アジア諸民族における社会と文化——岡本敬二先生退官記念論集』（国書刊行会，昭和五十九年）所収

井ノ崎隆興「元代「社制」の政治的考察」『東洋史研究』第十五巻第一号（昭和三十一年）掲載

陳高華「元朝の審判機構と審判程序」『東方学報（京都）』第六十六冊（1994年）掲載

古林森廣「元代の官箴書『牧民忠告』について」東洋経済史学会編『中国の歴史と経済』（中国書店，2000年）所収

小川和也『牧民の思想』平凡社，2008年

樋口好古『牧民忠告解』瀧本誠一編『日本経済大典第二十一巻』所収

安岡正篤訳註『為政三部書』明德出版社，平成五年

倉田信靖『三事忠告』明德出版社，平成九年

上野正吉「支那法医学書考証（一）（二）」『犯罪学雑誌』第十六巻（昭和十七年）掲載

山崎佐『明治前日本裁判医学史』日本学士院編『明治前日本医学史第五巻』（日本学術振興会，昭和三十二年）所収，後編第五章第五節第一項・第二項

佐立治人「焼けたのは生前か死後か」『関西大学法学論集』第六十三巻第三号（2013年）掲載